

事件名	長島茂雄インタビュー記事不正開示事件
判決日・事件番号	東京地判平成 27・2・27(平成 24(ワ) 33981)
出典	最高裁 HP
事案の概要	営業秘密として管理していた長嶋茂雄氏関連の取材メモやインタビューに基づく著作物である原稿を、被告が不正に取得し、知人に不正に開示したため、原告が被告に、著作権法に基づく差止等請求として、その複製、頒布の差止め、記録媒体等の廃棄を求めるとともに、損害賠償請求を求めた事案
請求の結論	一部認容
関係条文	著 15 条 1 項／著 112 条／不 2 条 1 項 4 号・同 6 項／不 3 条／民 709 条／民 710 条
著作物の種別	言語の著作物
原告著作物	インタビュー記事
著作物性	認容
被告行為	職務著作として原告が著作権を有する長嶋茂雄氏関連の取材メモやインタビューの原稿を、元部下から電子メールに添付する方法で送付を受け、そのまま知人に転送することで、これを複製する行為
権利の種類	複製権
主な争点	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 著作権侵害の成否(本件原稿の著作物性・職務著作性の有無、差止請求の要件としての著作権侵害のおそれの有無)</li> <li>2. 本件営業秘密につき不競法違反の成否</li> <li>3. 各物件の被告による占有の有無及び所有権に基づく引渡請求権の存否</li> <li>4. 損害賠償請求の成否</li> </ol>
判旨	<p>被告は、元部下から電子メールで送付を受けた本件原稿を、原告とは無関係な知人に転送することで、原告が有する複製権を侵害しており、また、本件原稿は、元部下が職務上著作した職務著作物に当たることは被告の経歴等に照らし認識できたから、複製、頒布の差止めを命ずる必要性が認められる。</p> <p>また被告は、本件原稿が原告の有する職務著作に当たると認識していたから、複製権侵害について過失があるといえる。しかし、被告の当該複製権侵害による不法行為は、知人に複製物が送信されたにとどまり、更なる複製による拡散はされておらず、機密情報漏洩等に基づく損害やその他無形の損害は発生していない。よって、原告は無形損害として 1000 万円の損害を主張するが、損害賠償請求が認められるのは、著作権侵害の不法行為と相当因果関係にある弁護士費用 30 万円が限度である。</p>
特記事項	特になし
作成者コメント	他人の著作物をメールで一知人のみに転送した場合の損害額算定で参考になる。
作成者	松田 真砂美
作成日	平成 27 年 7 月 22 日

